

『地域活動の拠点』となる公民館の運営体制について

答 申

平成22年10月

所沢市公民館運営審議会

## はじめに

平成 21 年 11 月 17 日、平成 21 年度第 2 回公民館運営審議会において『『地域活動の拠点』となる公民館の運営体制について』の諮問を受け、平成 22 年度第 1 回公民館運営審議会において答申案の検討を行うべく専門部会を設置した。専門部会では 4 回の審議を行い、その素案をもとに平成 22 年度第 3 回公民館運営審議会において答申をまとめることとなった。

この答申は、平成 19 年 12 月に答申した「生涯学習社会における公民館事業の方向性について」を再確認し、新たな時代変化のもとで公民館が停滞することなくいっそう地域の活動拠点として役割を果たす公民館のあり方を追究するために論議されまとめられたものである。

さらに平成 23 年度を開始年度とする第 5 次所沢市総合計画前期基本計画では、総合的に取り組む重点課題の一つに「地域コミュニティの醸成」をかかげ、公民館と出張所が一体的になった「(仮称) まちづくりセンター」を各行政区に設置するとしている。こうした時代にあって、戦後日本の地域を再建するために生まれたという公民館の「原点に帰る」ことが要請されていると思われる。

平成 22 年 10 月

所沢市公民館運営審議会  
委員長 小林 登

## 【目次】

1、市立公民館の歴史と今日的課題	3
（1） 所沢市の公民館の特徴	3
（2） 「公民館運営審議会」、「公民館事業企画運営委員会」及び 「公民館協力会」の関係について	3
2、地域活動の拠点としての公民館の課題	4
（1） 地域活動の拠点としての公民館の機能と役割	4
（2） 「(仮称) まちづくりセンター」における公民館の役割	4
ア) 「新たな地域コミュニティの構築」における公民館像の探究	4
イ) 地域ネットワーク形成における公民館の課題	5
3、地域活動の拠点としての公民館運営のデザイン	5
（1） 地域活動の拠点としての公民館の運営体制	5
（2） 地域活動の拠点としての公民館の施設管理	5
（3） 地域活動の拠点としての職員の役割と専門性	6
結びに	7

### 参考資料

所沢市公民館運営審議会への諮問について（所教社第206号）	8
所沢市公民館運営審議会・専門部会 答申検討経過	9
所沢市公民館運営審議会委員名簿	10

## 1、市立公民館の歴史と今日的課題

### (1) 所沢市の公民館の特徴

所沢の公民館は昭和 20 年代から各地区に設立される。当時の公民館を概観すると、「山口公民館規約」（昭和 22 年）のなかに「本公民館は山口地区民を以て組織する」と書かれており、分館や各団体から選出された「公民館委員会」で公民館を運営し、事業を行うために産業部や教養部などが置かれていたようである。このように設立当初の公民館は、「施設」というよりも「組織」中心に考えられていた。

昭和 45 年に「所沢市立公民館設置及び管理条例」（以下「公民館条例」という。）が制定され、各地区に市立公民館が整備され、各公民館には 15 人の運営審議会委員が委嘱された。組織としての公民館から公立の施設としての公民館が各地に配置され始めたのである。

昭和 50 年代には人口が増大し公民館活動は活発に行われるようになった。そのため施設が狭隘となり、改築の要望も多くなって、昭和 60 年には小手指公民館分館として初めてホールを備えた大型公民館が建設された。以後、各地区の公民館は大型館に改築され、最近では、平成 22 年 4 月に 350 席のホールをもつ中央公民館が完成し、11 月には新所沢公民館も改築オープンする予定である。

現在、所沢の公民館は 11 行政区に 12 館あるが、11 館に 200 席以上のホールを備えている。その他に出張所、図書館分館、地区体育館、児童館などが併設されている。

このように大型公民館が行政区に設置されていることは他市に比べて特徴的であるが、『公民館事業の指標』（平成 21 年）にあるように、講座準備会への住民参加制度や保健センターなど関連行政との連携事業が所沢市の公民館の特徴であろう。

平成 11 年に社会教育法が改正され、当市においては 11 の公民館運営審議会が統合されて 1 つの審議会となり、各地区には「公民館事業企画運営委員会」などを任意設置することとした。統合された「公民館運営審議会」の構成は、学校長が 2 名、各地区の公民館事業企画運営委員会等から選出された委員が 11 名、他に学識経験者が 2 名の 15 名になった。

### (2) 「公民館運営審議会」、「公民館事業企画運営委員会」及び「公民館協力会」の関係について

「公民館事業企画運営委員会」は、公民館ごとに組織されていた運営審議会の受け皿として組織されたものであるが、文化祭や成人のつどいの運営協力が主な役割となっている。公民館が地域に依拠するためには、本来の運営審議会の任務である「館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する」（社会教育法第 29 条）機能を持つことが課題になっている。

昭和 45 年に公民館条例が制定され、従来の「組織」は「公民館協力会」に改めた。これらは小手指（改称せず小手指公民館の名称を存続）も含め、柳瀬、三ヶ島、富岡、松井、所沢の 6 地区に組織が存在する。このうち、公民館協力会の構成員を「地区住民をもって組織する」としているのは三ヶ島、松井の 2 地区であり、明確に規定されていないものもあるが地区住民の網羅組織になっていると思われる。

次に、公民館協力会に事業部を置いているのは小手指（総務、教養、体育、園芸、婦人）、三ヶ島（総務、文化、研修、女性）、富岡（総務、社会教育、体育、文化産業、生活女性）、松井（総務、事業）の 4 地区である。さらに分館組織をもつのは、小手指（4 分館）、松井（9 分館）の 2 地区であるが、分館の下に町内会、自治会が組み込まれていることは特徴的である。

例えば、小手指のように分館体制で現在も活動している地区では、自治会、消防団、防災の活動だけでなく運動会や文化祭なども分館で開催したり、分館単位で参加したりしている。また学校の安全安心ネットワークなどで学校を支える人たちは分館体制を維持している人たちと重なり、地域を実際に動かすネットワークになっている。

しかし、自治会の加入率が 66%前後になっている現状では、公民館協力会を地区住民の組織として運営するための課題は大きくなっている。

## 2、地域活動の拠点としての公民館の課題

### （1）地域活動の拠点としての公民館の機能と役割

平成 19 年 12 月の答申「生涯学習社会における公民館事業の方向性について」には地域活動の拠点としての公民館の基本的役割を次の 4 点にまとめ提言しているが、ここで再確認しておく。

- 1 「人材活用やサークル活動による地域貢献活動の推進」
- 2 「地域住民、関係団体などによる協働事業の推進」
- 3 「学校、家庭、地域が連携し、子どもが育つ環境づくりへの支援」
- 4 「異世代交流や地域の伝統文化や産業を理解する事業の推進」

### （2）「(仮称) まちづくりセンター」における公民館の役割

#### ア) 「新たな地域コミュニティの構築」における公民館像の探究

所沢市総合計画では、新たな地域コミュニティを構築し、地域の課題は地域の主体的、自発的な活動で解決をはかることをめざしている。そのために、地域の協力団体を「地域ネットワーク」として組織化する。その拠点施設として「(仮称) まちづくりセンター」を平成 23 年度に設置する。公民館はこの「(仮称) まちづくりセンター」の機能の一端を担い、引き続き公民館の業務をすすめていくことになる。

こうした新しい局面のなかで、新たな公民館像を求めていくことが必要である。公民館はこれまでに地域の教育文化施設（集まる・学ぶ・文化を創造する）の役割を果たしてきたが、これからは地域で Community Learning Center（知恵を集める・行動する・地域を変える）の役割も果たしていくことが求められているといわれている。

#### イ) 地域ネットワーク形成における公民館の課題

『「新たな地域コミュニティの構築」に向けた推進プラン』によれば計画の第1段階が「(仮称) まちづくりセンターの開設」であり、第2段階は「地域ネットワークの構築」にある。計画では自治会・町内会から NPO 団体をも視野に入れた地域ネットワークを構想しているが、地域によってはすでに「地域福祉ネットワーク会議」がつくられたり、小手指地区のように地域組織としての「公民館」が現在も機能しているところがある。こうした既存のネットワークを大事にしながらどのように調整していくのかが重要である。

また、「(仮称) まちづくりセンター」は地域の課題や社会問題に対応する機能の側面が大きいが、高齢者や障害者、外国人やニートなど地域で困難を抱える人たちへの社会教育の保障は公民館の重要な役割である。

### 3、地域活動の拠点としての公民館運営のデザイン

#### (1) 地域活動の拠点としての公民館の運営体制

地域ネットワークの組織は、様々な地域団体を束ねて事業部会（地域福祉、地域安全、地域環境、地域振興、交通安全、広報、地域学習）を中心に活動をすすめるという。これらは、公民館協力会の事業部に重なるものが多い。既存のネットワークを壊すのは簡単だが新しくつくるとなると長い年月が必要になる。公民館協力会が地域ネットワークとして発展できるように現在の課題を整理し、活動の充実を図るような支援が必要になっている。

地域ネットワークが今後、「事業推進組織」として組織されることになれば、公民館事業企画運営委員会の役割は、事業の方向性を審議する公民館運営審議会に近づくことが予測される。「地域のことは地域で決める」ことが住民自治の基本とするならば、公民館運営審議会は各館に設置することが望ましい。

#### (2) 地域活動の拠点としての公民館の施設管理

これまでの公民館は、学級講座を開催しそこから誕生したサークルを育成するという「学習文化活動支援型の施設管理」を行ってきた。サークルが公民館に登録すると端末やインターネットを使って部屋を事前に予約することができる、というの

が定期的に学習文化活動を支援する方法であった。しかし、地域活動をする団体は必ずしも定期的な活動形態をとらないし、しかも主たる活動の場を公民館におかない場合が多い。不定期に予約しないで集まれる場が求められ、地域活動に伴う備品の保管などが求められることが予測される。「地域活動型の施設管理」のあり方が早急に検討されなければならない。

公民館は地域活動の拠点として活用されていなかったわけではない。ロビーの開放や印刷機の使用などは公民館施設利用者以外にも活用できるようになっている。また、ボランティアによるお年寄りのための会食会の場所や、外国人のための日本語ボランティア教室の会場も提供している。また、子育てサロンや地域リハビリ交流会などを主催し、当事者間の交流やボランティアスタッフの協力による事業も開催している。

こうした事業を展開しながら、公民館に「交流の場（ひろば）」としてさらに施設を整備していくことが望まれる。

### （3）地域活動の拠点としての職員の役割と専門性

公民館職員が地域団体との関係を深めたり、地域をネットワーク化したりするためには、会議をすすめる力、組織を運営する力が必要である。また、地域活動の相談に乗ったり、団体間をコーディネートする力も必要になってくる。こうした力量形成のためには、職員も一市民として自治会や町内会の仕事、あるいはサークル活動の役員などをすすんで経験することが必要である。

公民館には地域活動のための学習情報の提供と学習相談事業の整備が期待されている。そのために公民館職員には、新しいメディアを活用する力と共に、地域のニーズをとらえ、住民と協働で事業を企画し運営できる高度なコミュニケーション能力をもつことが大事である。地域のニーズに的確に対応するためにこうした能力を高めていく職員研修が必要であろう。

当市では、毎年国立教育政策研究所で行われる「社会教育主事講習」に職員を派遣し「社会教育主事資格」を取得させている。公民館職員の専門性について、文科省は「公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする」（「公民館の設置及び運営に関する基準」第8条第2項、平成15年）としている。

このように公民館に専門的な職員の配置は重要であり、引き続き「社会教育主事講習」への派遣を行うとともに、各館に計画的に「社会教育主事」を配置することが望ましいと思われる。

## 結びに

本答申が、公民館の現状と課題を鮮明にし、第5次総合計画に示す当市の将来都市像「所沢発 みどりと笑顔にあふれる自立都市」の構築に貢献する、市民・地域が主体の自立したまちづくりの方向性を示すものとなれば幸いである。



所 教 社 第 1 8 2 号  
平成 2 1 年 1 1 月 1 7 日

所沢市公民館運営審議会  
委員長 小林 登 様

所沢市立公民館長

### 所沢市公民館運営審議会への諮問について

このことについて、社会教育法第 2 9 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 記

#### 1 諮問事項

「地域活動の拠点」となる公民館の運営体制について

#### 2 諮問理由

平成 1 9 年 1 2 月に貴審議会より、所沢市の公民館の歴史を踏まえて、今日における公民館の基本的な役割を「地域の学習拠点」「地域活動の拠点」と位置づけ、そのための具体的な公民館事業のあり方を答申いただきました。

その後、この答申の内容は、「公民館事業の指標」づくり、公民館研究プロジェクトの立ち上げなど、公民館の充実活動につながっています。

平成 2 0 年 6 月に社会教育法が改正されました。これは、教育基本法の改正（平成 1 8 年 1 2 月）を踏まえ、社会教育行政の体制の整備、公民館の運営能力の向上と専門職員の資質の向上を図ることをめざしています。

また、市の後期基本計画では、福祉、教育、子育て、環境などのさまざまな地域課題を解決するため、「地域力」を高めるべく「新たな地域コミュニティの構築」を横断的な主要課題として取り組んでいます。

こうした動きも考慮しながら、改めて、地域の課題に向き合いながら、地域活動の拠点となる、公民館の体制はどうあったらいいのか、それぞれの地域性を生かしながら公民館の運営の向上を図るにはどうしたらいいのか、実際には地域における公民館協力会や公民館運営審議会の活動や組織について、さらに、地域活動をネットワークできるような職員体制と力量形成の問題について、ご意見をいただきたく、諮問するものであります。

## 所沢市公民館運営審議会・専門部会 答申検討経過

回	日 時	検 討 事 項 等	備 考
1	平成21年11月17日	公民館運営審議会① 市立公民館長より諮問 諮問に関するレクチャー 佐藤一子委員（法政大学教授）	所沢市公民館運営 審議会専門部会設 置要領の設置
2	平成22年 5月26日	公民館運営審議会② 進め方の検討 専門部会の設置、委員の選出	
3	平成22年 6月17日	第1回専門部会 部会長、副部会長の選出 答申案作成スケジュールの確認	
4	平成22年 7月22日	第2回専門部会 答申に向けた審議 答申の方向性の論議	
5	平成22年 8月26日	公民館運営審議会③ 答申に向けた審議 専門部会の審議経過の報告	審議経過メモ
6	平成22年 9月16日	第3回専門部会 答申に向けた審議 答申骨子案の検討	
7	平成22年10月14日	第4回専門部会 答申に向けた審議 答申案の検討	草案の作成
8	平成22年10月19日	公民館運営審議会④ 答申案の審議・確定	

## 所沢市公民館運営審議会委員名簿

任期：平成 21 年 7 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日

区分	氏名	委嘱年月日	備考
学校教育関係者	高 橋 等	小学校長会選出	
学校教育関係者	都 築 政 則	中学校長会選出	専門部会副部会長
社会教育関係者	小 林 登	中央地区選出	委員長
社会教育関係者	北 田 有 司	小手指地区選出	
社会教育関係者	荻 野 求	富岡地区選出	
社会教育関係者	内 野 幸 雄	吾妻地区選出	副委員長/専門部会部会長
社会教育関係者	松 本 明 信	柳瀬地区選出	
社会教育関係者	越阪部 芳 加	松井地区選出	
社会教育関係者	稲 津 昌 幸	新所沢地区選出	
社会教育関係者	新 井 重 雄	三ヶ島地区選出	
社会教育関係者	梁 瀬 正 明	山口地区選出	専門部会委員
社会教育関係者	大 地 勝 治	新所沢東地区選出	平成 21 年 7 月 1 日～ 平成 22 年 6 月 30 日
社会教育関係者	大 島 春 彦	新所沢東地区選出	平成 22 年 7 月 1 日～
社会教育関係者	小笠原 幹 郎	並木地区選出	
学識経験者	佐 藤 一 子	法政大学キャリア デザイン学部教授	
学識経験者	倉 持 伸 江	東京学芸大学総合 教育科学系講師	専門部会委員

平成22年10月  
所沢市公民館運営審議会

事務局：所沢市教育員会教育総務部社会教育課  
所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04(2998)9242

FAX 04(2998)9167

e-mail: a9242@city.tokorozawa.saitama.jp



TOKOROZAWA